



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………三
- ………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………三
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………(同)……………五

告示(選)

- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第六十三号(政治団体の届出)の一部訂正……………七
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第四百一十一号(政治団体の届出)の一部訂正……………七

告示(公)

- 警察署協議会委員の委嘱……………七
- 技能検定員審査の実施……………七
- 教習指導員審査の実施……………八

告示

- 東京都告示第九百八十五号
- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

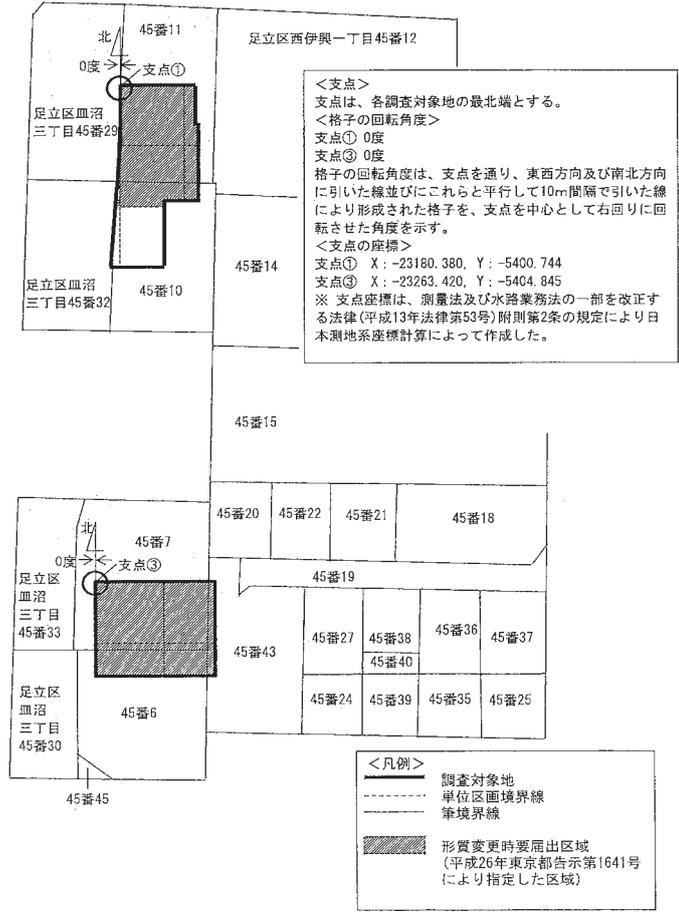
令和二年七月二十二日

東京都知事 小池 百合子

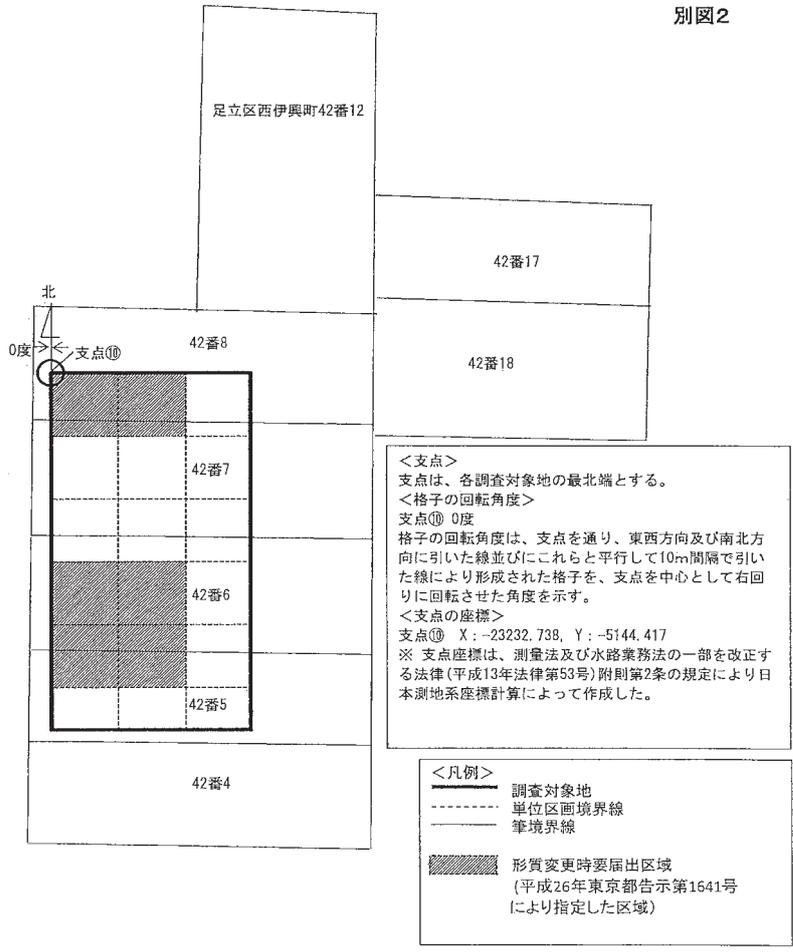
一 形質変更時要届出区域 別図三のとおり(足立区西伊興一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

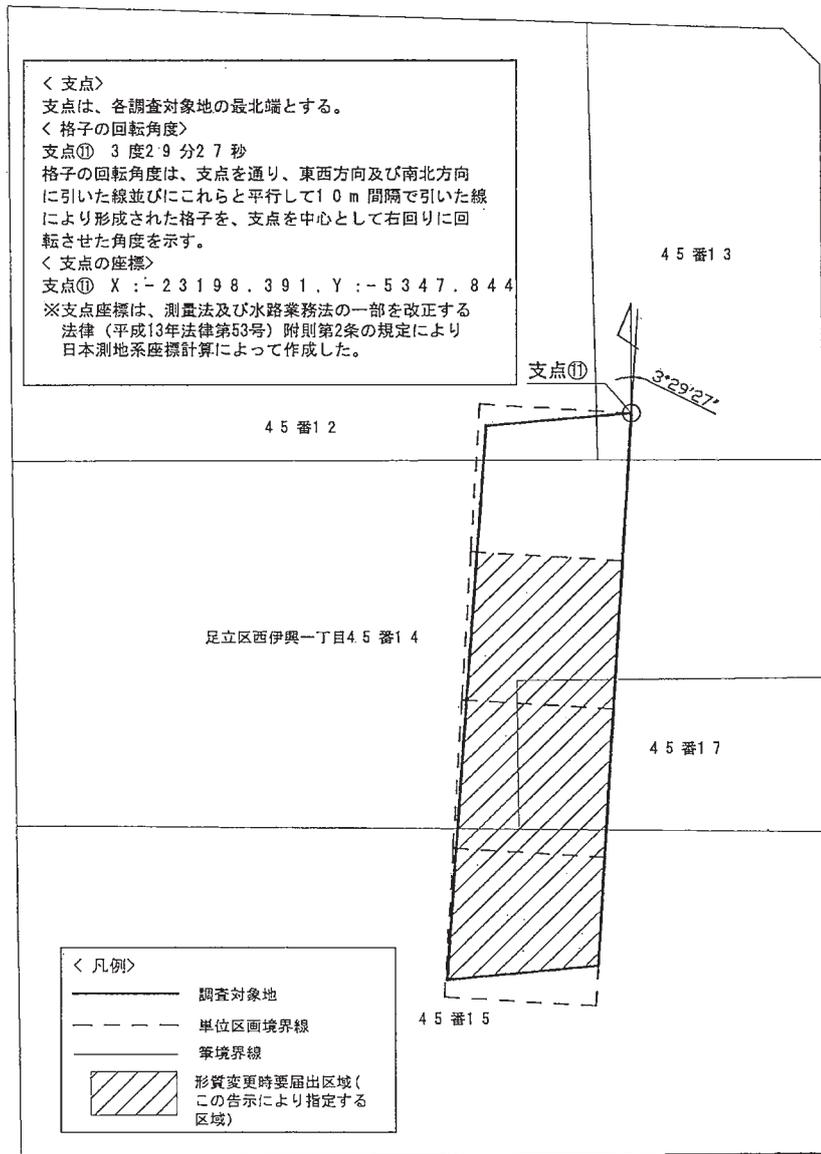
別図1



別図2



別図3



●東京都告示第九百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則 (平成十八年東京都規則第七十二号) 第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月二十二日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社桜丘在宅サービスセンター赤とんぼ	桜丘訪問介護サービス赤とんぼ	世田谷区桜丘2-24-19-205	令和2年5月31日
株式会社友の和	友の和ケアセンター	豊島区泉鶴3-19-8 メゾンドジュリオ101	令和2年5月31日
株式会社クローバーサービス	株式会社クローバーサービス	北区豊島1-37-6 2階	令和2年5月31日
株式会社はじめケアセンター	株式会社はじめケアセンター	武蔵野市中町1-29-5	令和2年5月31日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協東久留米センター	東久留米市中央町6-5-18-203	令和2年5月31日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社友の和	友の和ケアセンター	豊島区泉鶴3-19-8 メゾンドジュリオ101	令和2年5月31日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
大塚商会株式会社	ローズビル	練馬区貫井3-14-12	令和2年4月30日
株式会社友の和	友の和ケアセンター	豊島区泉鶴3-19-8 メゾンドジュリオ101	令和2年5月31日
株式会社はじめケアセンター	株式会社はじめケアセンター	武蔵野市中町1-29-5	令和2年5月31日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協東久留米センター	東久留米市中央町6-5-18-203	令和2年5月31日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社オアムワークキング	ひかり	府中市美砂町1-1-18 石川ビル201	令和2年3月31日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人おおぞら会	ショートステイさくら	三鷹市井の頭4-22-6 ハウステレーゼ106	令和2年4月30日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社PMJ	自立支援カレッジチャレンズ	新宿区上落合2-22-11 加瀬ビル155 4階	令和2年5月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社チャレンジドジャパン	就労支援センターひゅーまにあ北千住	足立区千住1-11-2 カーニーブレイス千住6階	令和2年5月31日

サービスの種類 就労定着支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社チャレンジドジャパン	就労支援センターひゅーまにあ北千住	足立区千住1-11-2 カーニーブレイス千住6階	令和2年5月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社エルサーブ	いーまー東京	大田区千鳥3-4-20	令和2年4月30日
株式会社パートナーワイズ	わおん輝かしい暮らしグループホーム足立江北	足立区江北3-23-3	令和2年5月31日

●東京都告示第九百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和二年六月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

Table with 4 columns: 申請者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 主たる対象者. Lists various service providers and their details.

サービスの種類 重度訪問介護

Table with 4 columns: 申請者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 主たる対象者. Lists various service providers and their details.

一般社団法人埼玉県保育事業団	けやき訪問介護竹の塚支所	足立区六月2-5-12 第3清孝荘202	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ国立	国分寺市光町2-10-24 アルコバレーノ201	

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
生活協同組合・東京高齢協	東京こひれいきよう	豊島区南大塚3-43-12	
株式会社ツクイ	ツクイ町田金井	町田市金井8-25-28	

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
KALMA合同会社	訪問介護事業所certo	新宿区北新宿1-30-24 モンシャットー北新宿202	知的障害者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人ディスカバリー	ディスカバリーステイズ	町田市中町1-28-8 DHQスクエア	身体障害者 知的障害者 障害児

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人カハナ	インテグレーションセンター上野	台東区日本堤1-26-9 晟洋ビル	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社コロポット	Cocorport新板橋駅前Office	板橋区板橋1-48-12 GCTビル2階	身体障害者(視覚障害、聴覚・言語、内部障害) 知的障害者 精神障害者 障害等
一般社団法人日本地域ケアネットワーク	DreamUp	小金井市本町1-5-1 アルブ武蔵小金井201	精神障害者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ゼネラルパートナーズ	リンクビー秋葉原	千代田区外神田5-2-3 アソルティ末広町3階	精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
フェリス訪問介護合同会社	かひざともグループホーム	港区高輪3-16-1
ハイジ合同会社	グループホームハイジの家	大田区西薊田1-14-8
株式会社優愛コーポレーション	わおん障がい者グループホーム足立江北アリス1	足立区江北3-23-3
セリアンス株式会社	セリアンス・ハウス町田鶴川	町田市
一般社団法人ディスカバリー	ディスカバリーホーム	町田市中町1-28-8 DHQスクエア
一般社団法人発達ラボ国分寺	ほっと東戸倉	国分寺市

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
一般社団法人かいんどはーと	相談支援はあと	墨田区八広5-30-5	地域移行支援 地域定着支援	

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、自由民主党東京都品川区第三十五支部から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出(令和元年東京都選挙管理委員会告示第六十三号)の一部を次のように訂正する。

令和二年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部の款自由民主党東京都品川区第三十五支部の項中「西村 直子」を「鈴木 直子」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、NHKを正す地方議員の会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出(令和元年東京都選挙管理委員会告示第四百四十一号)の一部を次のように訂正する。

令和二年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)の部(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体の款NHKを正す地方議員の会の項中「富永 雄二」を「富永 雄一」に改める。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第232号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、令和2年6月19日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和2年7月22日

東京都公安委員会

委員長 北井 久美子

記

警察署協議会名

氏名

警視庁世田谷警察署協議会 佐瀬 洋行

警視庁日野警察署協議会 松枝 力

警視庁新島警察署協議会 森田 恵

●東京都公安委員会告示第233号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月22日

東京都公安委員会

委員長 北井 久美子

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)

(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

<p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和2年8月26日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和2年8月6日（木曜日）及び同月7日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年7月27日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p>	<p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p> <p>●東京都公安委員会告示第234号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和2年7月22日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p>	<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項</p>
---	--	--

<p>に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和2年8月26日(水曜日) 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和2年8月6日(木曜日)及び同月7日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p>		
	<p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年7月27日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2-1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

